

ワークショップ マナ運営規程（就労継続支援 B 型）

（事業の目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人十字の園が開設するワークショップ マナ（以下「事業所」という。）が行う指定就労継続支援（B 型）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定就労継続支援（B 型）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前 2 項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

ワークショップ マナ

(2) 所在地

静岡県賀茂郡西伊豆町田子 965-1

静岡県賀茂郡松崎町宮内 352-4(出張)

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 人（常勤）

作業所の管理全般を行う。

(2) サービス管理責任者 1 人以上（常勤専従職員 1 人以上）

個別支援計画の策定を行う。

(3) 職業指導員 2 人以上（うち常勤職員 1 人以上）

職業全般の指導を行う。

(4) 生活支援員 2 人以上（うち常勤職員 1 人以上）

生活全般の指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

就労継続支援 B 型運営規程

月曜日から金曜日までとする。但し、販売所(出張所)は職員による土曜日、日曜日の営業を行う事がある。

(2) 営業時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(利用定員)

第 6 条 事業所の利用者の定員は、20 人とする。

(内容)

第 7 条 指定就労継続支援 (B 型) の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援 (B 型) 計画の作成
- (2) 就労の機会や生産活動の機会の提供
- (3) 上記を通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けた支援
- (4) (2) ～ (3) を目的として、必要な指導等を実施するものとする。

(支給決定障害者から受領する費用の額)

第 8 条 指定就労継続支援 (B 型) を提供した際には、支給決定障害者から当該就労継続支援 (B 型) に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、利用者から当該指定居宅介護につき法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の支払いを受けるものとしたものである

3 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。

(1) 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービス内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

5 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 9 条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額(令第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額をいう。)を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 事業所内の設備、器具は本来の用法に反した利用により破損が乗じた場合、賠償して頂くことがあります。

2 全館禁煙です。

3 貴重品は利用者の責任において管理していただきます。自己管理が不可の利用者につきまして貴重品の持ち込まないようにお願いします。

4 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動及び営利活動はご遠慮ください。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、西伊豆町、松崎町の全域とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第 12 条 事業の主たる対象者とする障害の種類

知的障害者、身体障害者

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第 14 条 指定就労継続支援 (B 型) の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置)

第 15 条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(苦情解決)

第 16 条 提供した指定就労継続支援 (B 型) に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定就労継続支援 (B 型) に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援 (B 型) 事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定就労継続支援 (B 型) に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県が行う報告

若しくは指定就労継続支援（B 型）の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 提供した指定就労継続支援（B 型）に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援（B 型）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（従業者の研修）

第 17 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6 か月以内

(2) 継続研修 年 3 日

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

第 18 条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）第一の二の 3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

一 体験の機会・場

（意思決定支援の推進）

第 19 条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

（本人の意向を踏まえたサービス提供・同性介助）

第 20 条 事業所は、利用者の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保（同性介助）に努めなければならないものとする。

（その他運営についての重要事項）

第 21 条 事業所は、利用者に対し適切な指定就労継続支援（B 型）を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

就労継続支援 B 型運営規程

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援（B 型）の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援（B 型）を提供した日より 5 年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人十字の園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2008（平成20）年 4月 1日から施行する。

この規程は、2010（平成22）年12月 1日から施行する。

この規程は、2011（平成23）年 4月 1日から施行する。

この規定は、2014（平成26）年 3月24日から施行する。

この規定は、2020（令和 2）年 6月 1日から施行する。

この規程は、2024（令和 6）年 1月 1日から施行する。

この規程は、2025（令和 7）年 3月 1日から施行する。